



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

告示	
○厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程（福祉保健企画課）……………	1
訓令	
○沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令（管財課）……………	4
病院事業局事項	
○辞令に代わる訓令 ……………	5

告 示

沖縄県告示第304号

厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程を次のように定める。

平成18年4月1日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

厚生年金特例措置に関する雇用経歴の認定規程

(趣旨)

第1条 この告示は、沖縄の厚生年金特例措置対象者（以下「対象者」という。）に係る雇用経歴の認定に関する業務を円滑に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(実施者)

第2条 知事は、対象者からの申請に基づき、当該対象者の雇用経歴の認定を行うものとする。

2 知事は、雇用経歴の認定を行うに当たり、市町村、適用事業所その他の関係機関に協力を求めることができる。

(申請)

第3条 雇用経歴の認定を受けようとする対象者（以下「申請人」という。）は、雇用経歴書（第1号様式）及び雇用経歴記録明細書（第2号様式）を知事に提出しなければならない。

2 前項の書類には、必要に応じ、次に掲げる書類等を添付しなければならない。

(1) 雇用証明書（事業所が現存している場合）（第3号様式）

(2) 雇用証明書（事業所が消滅している場合）（第4号様式）

(3) その他知事が必要と認める資料

(認定書の発行)

第4条 知事は、申請人が提出する雇用経歴書等を審査し、その事実と誤りがないと認めるときは、雇用経歴認定書（第5号様式）を発行するものとする。

(実施期間)

第5条 雇用経歴認定の実施期間は、平成18年4月1日から平成23年3月31日までの期間とする。

(補則)

第6条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

第1号様式 (第3条関係)

雇用経歴書

受付番号

フリガナ											性 別	1 男 2 女	生 年 月 日	1 明 2 大 3 昭	年 月 日	
1 氏 名																
2 現 住 所	〒															
3 本 籍																
4 基礎年金番号																
5 雇 用 歴	事業所名		事業主名		昭和29年5月1日から昭和44年12月31日まで						雇用期間					
											月					
											月					
											月					
											月					
	合 計										月					
6 在 住 証 明 (戸籍付票等)	昭和40年1月1日から昭和44年12月31日まで				市 町 村 名				在 住 期 間							
									月							
									月							
									月							
	合 計								月							
7 雇用期間及び在住期間合計													月			

平成 年 月 日

申請人 (本人)

又は代理人

連絡先住所

電話番号

印

第2号様式 (第3条関係)

雇用経歴記録明細書

雇用期間における証拠資料の有 (○) 証拠資料無 (空白)

雇用されていなかった (／) を印で記入してください。

基礎年金番号

氏名

事業所名	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	備考
	年													
	昭29													
	30													
	31													
	32													
	33													
	34													
	35													
	36													
	37													

人事委員会事務局
監査委員事務局
労働委員会事務局

沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

沖縄県知事 稲 嶺 恵 一

沖縄県庁舎等防火管理規程の一部を改正する訓令

沖縄県庁舎等防火管理規程（昭和57年沖縄県訓令第17号）の一部を次のように改正する。

令達先中「企業局本庁」を「企業局本庁」に改める。
病院事業局本庁

第4条第2項第9号中「労働委員会事務局総務課長」を「労働委員会事務局調整審査課長」に改め、同号を同項第10号とし、同項第8号中「監査委員事務局監査第一課長」を「監査委員事務局監査課長」に改め、同号を同項第9号とし、同項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 病院事業局県立病院課長

附 則

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

沖縄県病院事業局訓令第10号

県立北部病院
県立中部病院
県立宮古病院
県立八重山病院
県立精和病院

辞令に代わる訓令を次のように定める。

平成18年4月1日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 知 念 清

平成18年沖縄県訓令第31号により沖縄県病院事業局へ出向を命ぜられた職員で、次の表の左欄に掲げる病院に勤務を命ぜられていたものは、別に辞令を発せられない限り、平成18年3月31日において知事部局で補せられていた職と同名の職に補せられ、かつ、同表の右欄に掲げる病院にそれぞれ勤務を命ぜられたものとする。

沖縄県立北部病院	沖縄県立北部病院
沖縄県立中部病院	沖縄県立中部病院
沖縄県立宮古病院	沖縄県立宮古病院
沖縄県立八重山病院	沖縄県立八重山病院
沖縄県立精和病院	沖縄県立精和病院

発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話 098—866—2074	印刷所 株式会社 尚生堂 〒901-2114 浦添市安波茶1丁目6番3号 販売所 株式会社リウボウ（沖縄県官報販売所）〒900-8503 那覇市久茂地1丁目1番1号・デパートリウボウ内1F 購読料 1部1箇月1,800円
---	--